

寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 7 月 24 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 11 号

寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成 18 年寒川町規則第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護				付表1
	認知症対応型通所介護				付表2
	小規模多機能型居宅介護				付表3
	認知症対応型共同生活介護				付表4
	地域密着型特定施設入居者生活介護				付表5
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				付表6

を

」

「

地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護				付表1
	認知症対応型通所介護				付表2
	小規模多機能型居宅介護				付表3
	認知症対応型共同生活介護				付表4
	地域密着型特定施設入居者生活介護				付表5
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				付表6
	地域密着型通所介護				付表7

に

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。